

大分大学医学部医学教育統括会議（MEDIC）細則

平成28年9月7日制定

平成28年医学部細則第3-2号

（趣旨）

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部及び医学部附属病院における卒前医学教育並びに卒後臨床研修及び専攻医研修の一貫した統合教育（以下「医学教育」という。）を促進し、地域医療の充実・発展に寄与するために設置する大分大学医学部医学教育統括会議（MEDIC）（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 医学部における卒前医学教育及び卒後研修の基本方針に関すること。
- （2） 医学部のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに関すること。
- （3） 医学教育の国際標準化に関すること。
- （4） その他医学教育に関し必要な事項

（構成）

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 学部長
 - （2） 副学部長
 - （3） 病院長
 - （4） 副病院長（医療人育成担当）
 - （5） 教務委員長
 - （6） 医学教育センターの教授 1人
 - （7） 地域医療学センターの教授 1人
 - （8） 医学・病院事務部長
 - （9） 大分県医師会長
 - （10） 大分県福祉保健部長
 - （11） 医学科の同窓会長
 - （12） その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第6号、第7号及び第12号の委員は、学部長が指名又は委嘱する。

（任期）

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第5条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。

（副議長）

第6条 会議に副議長を置き、副病院長（医療人育成担当）をもって充てる。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第9条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 会議に関する事務は、医学・病院事務部総務課及び学務課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年9月7日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号、第7号及び第9号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成29年医学部細則第3-1号)

この細則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年医学部細則第3-1号)

この細則は、令和3年1月6日から施行する。

附 則 (令和6年医学部細則第3-1号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。